

新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ

安倍首相は4月16日に、緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大したところであり、いっこうに新型コロナウイルスの感染拡大の勢いが止まらない状況にあって、市民の皆様におかれましては、不安な日々を過ごされているものと受け止めております。

このような状況の中、私たちの命を守るために懸命にご尽力いただいている医療従事者をはじめとする関係者の皆様に、敬意を表するとともに、衷心より感謝を申し上げます。

また、地域企業の皆様、商店街をはじめとする店舗経営者の皆様におかれましては、緊急事態宣言に伴う要請などを受け、経営状況はたいへん厳しいものと思います。私といたしましても、国や東京都と連携し、できる支援をより早期に実施させていただきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止し、事態を終息させるためにも、私たち一人ひとりの行動が肝要です。先ずはご自身の安全確保とともに、大切な人の命を守るためにも、不要不急の外出を自粛し、この難局を皆で共に乗り切れるよう、頑張りましょう。

昭島市長 臼井伸介

特別定額給付金

～国民を対象に、国が現金を支給～

国民全員で非常事態を乗り切っていくための緊急経済対策の一環として、国民1人当たり現金10万円が支給されます。

申請手続きなどは国において検討中です。できる限り簡素化し、郵送による方法なども検討されていますが、決まり次第、市ホームページでお知らせします。また、「広報あきしま」に掲載する予定です。

市では、プロジェクトチームを設置し、できる限り早期に給付できるよう取り組んでいきます。

◎問い合わせはこちら

*総務省コールセンター ☎03-5638-5855 = 平日の午前9時～午後6時30分

*昭島市特別定額給付金コールセンター ☎042-500-0567 = 5月1日以降の平日の午前9時～午後5時15分

市ホームページは
こちらから▶



持続化給付金

～事業者を対象に、国が支給～

事業の継続を下支えするため、新型コロナウイルスの感染拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業全般に広く使える給付金が国から支給されます。

◇対象 売上げが前年同月比で50%以上減少している、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業主(フリーランスを含む)、NPO法人、社会福祉法人など

◇給付額 法人200万円、個人事業者100万円

※昨年1年間の売上げからの減少分を上限とします。

◇申し込み インターネットによる申請

※詳しくは国において検討中ですので、経済産業省ホームページで確認するか、お問い合わせください。

◎問い合わせはこちら

*経済産業省中小企業金融・給付金相談窓口 ☎0570-783183 = 午前9時～午後5時(毎日)

市ホームページは
こちらから▶



※令和2年4月21日時点の情報です。

主な記事

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ	2～5
休日応急診療当番医	7
今月の水道修理当番店	7
新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口	8

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、国が緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大し、外出自粛などの要請を行いました。市では、市長を本部長とする「昭島市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置して情報収集に努めるとともに、市民の皆さんの命と生活を守るため、引き続き対策に取り組みまいります。なお、これに伴い、市の業務は大幅に変更となっております。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。詳しくは、各担当へ問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。また、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口については、5・8ページに掲載しています。

市では、「広報あきしま」のほか、次の情報ツールを運用していますのでご利用ください。
●市ホームページ
新型コロナウイルス感染症に関する情報は、「重要なお知らせ」としてまとめています。
●市公式ツイッター
短文で情報を発信しています。
●携帯メール情報サービス
災害、行方不明などの情報をメール配信しています。下の二次元コードまたはURLにアクセスし、案内に従って登録手続きをしてください。

市ホームページ: <https://www.city.akishima.lg.jp/>
市公式ツイッター: @akishima_196
携帯メール情報サービス: <http://hp.m-mate.com/k/akishima/>

感染拡大の防止、市役所業務の継続のために

イベントなどを原則中止

5月6日までのイベントや事業などは、原則として中止または延期をしています。また、5月7日以降も同様に、中止または延期する場合があります。

施設などの利用・貸し出しを中止

5月6日まで、施設などの一般利用を中止しています。その後の対応は、状況を注視しながら、そのご判断していきます。

市役所の職員体制を変更

4月13日(月)から交代制で業務を行っています。各部署で勤務する職員を減らしているため、通常よりも手続きに時間がかかるなど、ご迷惑をおかけする場合がありますが、ご理解をお願いします。来庁予定の方は、

時間に余裕をもってお越しくください。

また、住民票の写しや課税・納税証明書の請求をはじめ、郵送で行うことのできる手続きもありません。詳しくは、問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

発熱・せきの症状がある方は来庁前に相談を

市役所にご用がある方で、発熱・せきなどの症状がある場合は、まず電話で各担当へ、手続きの内容について相談してください。

感染した方、感染の疑いがある方は、ごみの出し方にご協力を

ごみ処理は市民生活を維持するために必要不可欠です。収集作業員の感染リスクを減らし、ごみ収集を安全に継続できるように、感染した方、感染の疑いがある方がいる場合は、次のことにご協力ください。
①鼻をかんだティッシュや使用

済みマスクなどは、市の指定収集袋に直接入れるのではなく、まずは、別のビニール袋に入れてください
②ごみに直接触れないように注意しながら、ビニール袋の口をしっかりと結ぶなどして密閉してから、市の指定収集袋に入れてください
③ごみを出した後は、手をしっかりと洗いまじょう



資源・ごみは朝8時30分までに出してください

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、資源・ごみ収集に影響が出た場合、収集時間が通常時と比べて前後する場合があります。

資源・ごみは、必ず朝8時30分までに出すようご協力ください。
☆詳しくは、清掃センター ☎042-541-1342へ。

届け出の期間延長など

転入・転出など、及び、マイナンバーカードについて

●昭島市への転入の届け出は期限を過ぎても受け付けます
昭島市に住み始めてから原則として14日以内に転入などの届け出が必要ですが、当分の間、14日を過ぎても受け付けています。
ただし、マイナンバーカードや住民基本台帳カードをお持ちの場合は、事前に問い合わせてください。

市外への転出の届け出は郵送でも可能です

昭島市から市外へ転出する場合の届け出は、郵送でも受け付けています。窓口の混雑を回避するため、ぜひご利用ください。
◇届け出方法 次の書類を同封し、〒196-8511 市役所市民係へ
*転出届(市ホームページからダウンロード可)
*本人確認できる書類(運転免許証など)の写し
*転出証明書の送付先住所(転

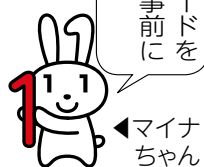
出前または新住所のいずれか(と氏名を記載し、切手を貼った返信用封筒)

マイナンバーカードは期限を過ぎても受け取れます

マイナンバーカードの交付申請をした方を対象に、準備ができています。この通知書には受け取り期限が記載されていますが、当分の間、期限を過ぎても受け取ることができます。

マイナンバーカード、電子証明書の有効期限通知書が届いた方へ

マイナンバーカードを受け取るには、事前に予約が必要です。
当分の間、有効期限を過ぎても更新手続きを受け付けます。詳しくは、市民係へ。



市・都民税の申告期限を延長

「広報あきしま」4月1日号24ページで、申告期限を4月16日まで延長とお知らせしましたが、4月17日以降も受け付けて

国民健康保険に関する届け出について

資格取得、資格喪失、変更などについては、原則として14日以内に届け出が必要ですが、当分の間、14日を過ぎても受け付けています。
なお、資格喪失の届け出は郵送でも受け付けています。
☆詳しくは、保険係へ。

タクシー利用費助成の請求期限を延長

令和元年10月1日～2年3月31日の利用分について、4月10日までに領収書を提出できなかった方は、次回の請求時にまとめて提出してください。
なお、領収書の保存・管理にはじゅうぶん注意してください。
☆詳しくは、障害福祉係へ。

心身障害者自動車ガソリン費等助成の請求期限を延長

令和2年1月1日～3月31日の給油分について、4月10日までに領収書を提出できなかった方は、次回の請求時にまとめて提出してください。
なお、領収書の保存・管理にはじゅうぶん注意してください。
☆詳しくは、障害福祉係へ。

要介護(要支援)認定の有効期間を延長

●認定の臨時的な取り扱い
要介護(要支援)認定の更新申請の方に限り、認定調査は実施せず、現在の介護度のまま、有効期限を6か月または12か月延長します。
まずは、更新申請を必ずしてください。

在宅での認定調査にご理解を

新規申請をする方、及び、介護度の見直しのため区分変更申請をする方は、認定調査の実施が必須となります。
認定調査員は感染症の予防対

関係機関からのお知らせ

策を徹底していますので、ご協力をお願いします。
☆詳しくは、介護福祉課認定担当へ。

立川バス

5月8日(金)まで、平日と土曜日は土曜ダイヤで運行します(富士見町団地線、コミュニティバスを除く)。また、状況により、期間の延長、連休、ダイヤ変更をする場合があります。
☆詳しくは、立川バス福生営業所 ☎042-551-1200へ。

市役所の派出窓口多摩信用金庫

市役所1階の多摩信用金庫の派出窓口は、市税などの公金収納専用窓口です。
こちらの窓口は、当面、開設時間を短縮し、午前8時30分～午後4時となります。
☆詳しくは、市役所会計係へ。

生活や小規模事業者の支援・相談

皆さんの生活や、事業者を支援するため、給付などの支援が行われます。

また、仕事に関する相談、生活資金の貸し付けや融資に関する相談は、5ページの表に記載した各担当でも受け付けています。

このほかの新型コロナウイルス感染症に関する相談は、8ページをご覧ください。

国からの現金給付(特別定額給付金)

国民1人当たり10万円が支給されます。詳しくは、表紙をご覧ください。

国からの持続化給付金

新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが前年同月比で50%以上減少している、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個

人事業主(フリーランスを含む)などを対象に支給されます。詳しくは、表紙をご覧ください。

《東京都》感染拡大防止協力金

都の緊急事態措置により営業の休止や時間短縮の要請などを受けた施設を運営する、中小企業、個人事業主を対象に支給されます。



※市ホームページへはこちらからアクセスできます▼
 ◇支給額 50万円(2店舗以上を有する事業者は100万円)
 ◇申し込み 6月15日までに申請用サイトで
 ※詳しくは、都ホームページで確認するか、問い合わせください。

◎問い合わせはこちら

※東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター
 ☎03-53388-0567
 ※日時 午前9時～午後7時(毎日)

▼仕事に関する相談、生活資金の貸し付けや融資に関する相談

内容	担当部署など	電話番号	日時
有給休暇、休業に関する賃金の支払い、退職、解雇、新型コロナウイルスに関連したハラスメント	東京都労働相談情報センター(東京都ろうどう110番)	0570-00-6110	* 平日の午前9時～午後8時 * 土曜日の午前9時～午後5時
労務、労働条件	東京労働局総合労働相談コーナー	03-3512-1608	平日の午前9時～午後5時
特別休暇制度の導入支援	厚生労働省の相談窓口	03-6867-0211	平日の午前9時～午後5時
中小企業従業員向けの生活資金融資	東京都産業労働局労働環境課	03-5320-4653	平日の午前9時～正午、午後1時～5時
中小企業の資金繰り	東京都産業労働局金融課	03-5320-4877	平日の午前9時～午後5時
雇用調整助成金関係、事業所の助成金(休業)	東京労働局ハローワーク助成金事務センター	03-5337-7418	平日の午前9時～午後5時
	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金相談コールセンター	0120-60-3999	午前9時～午後9時(毎日)
小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援(新たな助成金制度)	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金相談コールセンター	0120-60-3999	午前9時～午後9時(毎日)
収入の減少、仕事、住宅など生活に関すること	昭島市くらし・しごとサポートセンター	042-519-2033	平日の午前8時30分～午後5時15分

仕事、事業などに関する相談

仕事に関する相談、生活資金の貸し付けや融資に関する相談

は、左の表の各担当でも受け付けています。

このほか、新型コロナウイルスに関する相談は8ページをご覧ください。

昭島市緊急対策事業資金融資あっせん制度

新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少している市内の中小企業者を対象に、融資のあっせんを行います。

取得扱い金融機関からの融資が行われた場合に、市が金利(全額)と信用保証料(原則全額)を補助します。

また、申し込みに必要な書類のうち、印鑑証明書、住民票の写し、納税証明書など市が発行する証明書については、発行手数料を免除します。



※市ホームページへはこちらからアクセスできます▼
 ◇資金の種類 運転資金
 ◇融資額 500万円以内
 ◇融資期間 5年以内
 ◇金利 年1.6%(市が全額補助)
 ◇申し込み 9月30日までに取り扱い金融機関へ
 ☆詳しくは、市役所産業振興係 ☎042-544-4134へ。

相談・受診の目安

37.5度以上の発熱(解熱剤を飲み続けなければならない状態を含む)などのかぜ症状がある場合は、決して外出せず、毎日体温を測定して記録しておきましょう。

相談の目安は次のとおりです。ただし、この日数に至らなくても、だるさ、息苦しさが悪化した場合は相談してください。

- ※一般の方、お子さん 症状が4日続いているとき
- ※高齢者、持病(糖尿病、心疾患、呼吸器疾患など)のある方、免疫抑制剤や抗がん剤などを投与されている方、妊婦の方 症状が2日続いているとき

家族に感染が疑われる場合は

◎本人は決して外出しないようにしましょう
 同居している方も同様に、体温を測定するなどの健康観察を行い、外出をしないでください。

《昭島市商工会》新型コロナウイルス対策マール経融資(小規模事業者経営改善資金)

新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少している市内の小規模事業者の経営を支援するため、昭島市商工会の推薦に基づき、日本政策金融公庫の公的融資制度を無担保・無保証人で行います。

◇対象 最近1か月の売り上げが、前年または前々年の同期と比べて5%以上減少している小規模事業者

◇資金の種類 運転資金、設備資金
 ◇融資額 1000万円以内
 ◇融資期間
 * 運転資金 7年以内
 * 設備資金 10年以内
 ◇金利 年1.21%から年0.9%を差引いた0.31%分を市が全額補助(3年間)
 ☆詳しくは、昭島市商工会 ☎042-543-8186へ。

◎部屋を分けましょう

家族との接触をできる限り避けるため、食事や寝るときも別室にしましょう。
 お子さんがいたり、部屋を分けることが難しかったりする場合は、2m以上の距離を保つ、仕切りやカーテンを設置する、寝るときは頭の位置を互い違にするなど、工夫しましょう。

◎感染が疑われる家族の世話は限られた方で行いましょう

心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが世話をするのは避けてください。

◎マスクを着用しましょう

家族全員でマスクを着用しましょう。外すときはゴムひもをつまみ、マスクの表面には触れないでください。マスクを触った後は、必ず手を洗きましょう。また、捨てる時以外は、使用済みのマスクをほかの部屋に持ち出さないようにしましょう。

マスクがない場合、せきやくしゃみをするときはティッシュなどで口と鼻を覆いましょう。

◎こまめに手を洗いましょう

洗っていない手で、目・鼻口などを触らないようにしましょう。

《昭島市社会福祉協議会》生活福祉資金制度の特例貸し付け

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業などで収入が減少し生活の維持が困難となっている世帯や、一時的に貸し付けを必要とする世帯を対象に、左の表のとおり特例貸し付けを行います。いずれも、連帯保証人は不要で、無利子です。

詳しくは、事前に電話で予約のうえ、相談してください。

	福祉資金 緊急小口資金	総合支援資金 生活支援費
貸し付け額	20万円以内(一括)	* 2人以上の世帯=月20万円以内 * 単身世帯=月15万円以内 ※いずれも原則3か月以内
交付	申請から1週間程度	申請から最短20日程度
返済	最長1年据え置き、2年以内	最長1年据え置き、10年以内

▼生活福祉資金制度の特例貸し付け

◎部屋の換気をしましょう

部屋は定期的に換気してください。共用部分やほかの部屋も窓を開けましょう。

◎手で触れる共用部分を消毒しましょう

物に付着したウイルスは、しばらく生存します。ドアノブなどの共用部分は、市販の家庭用塩素系漂白剤を薄めたもので拭いた後、水拭きをしましょう。特にトイレや洗面所はこまめに清掃・消毒しましょう。

タオル、衣類、食器、箸やスプーンなどは、分けて洗う必要はなく、通常の洗濯や洗浄がまいりません。ただし、洗浄前のものは共有しないでください。

◎汚れたシーツや衣服はこまめに洗濯しましょう

便などにもウイルスが含まれることがあります。洗濯は通常どおりでかまいませんが、衣服などを取り扱うときはゴム手袋とマスクを着用してください。

◎ごみは密閉して捨てましょう
 詳しくは2ページに掲載しています。

☆詳しくは、地域保健係(あいぽつく内) ☎042-544-5126へ。

児童育成手当(育成手当)・障害手当(の申請を受け付け)



各手当の支給要件に該当し、平成31年1月1日～令和元年12月31日の所得が制限額未満である場合は、6月分から手当が支給されます。令和2年度の所得制限額は、左下の表のとおりです。

現在受給中の方には、6月上旬に現況届(年度更新の手続きの書類)を送付します。前年度に所得超過などの理由で受給していない方が、今年度該当する場合は、5月中旬に申請してください。申請について詳しくは、手当・医療助成係へ問い合わせてください。

【各手当の支給要件】

◎**育成手当** 18歳になった後の最初の3月31日までの児童を扶養している父母または養育者で、次のいずれかに該当する方

- *離婚・行方不明などによりひとり親家庭とみなされる
- *父または母に身体障害者手帳1級・2級程度の障害がある

ある

◎**障害手当** 1次のいずれかに該当する20歳未満の方を扶養している父母または養育者

*愛の手帳1～3程度程度、または、身体障害者手帳1級・2級程度の障害がある

*脳性まひ、または、進行性筋萎縮症である

☆詳しくは、手当・医療助成係 ☎544 4 1 9 3 へ。

▼令和2年度児童育成手当の所得制限額

(平成31年1月1日～令和元年12月31日の所得から社会保険料相当額8万円控除後の額)

扶養人数	所得制限額
0人	360万4000円
1人	398万4000円
2人	436万4000円
3人	474万4000円
4人	512万4000円
5人	550万4000円

※審査の対象は所得(収入金額から必要経費に相当する金額を控除したもの)で、収入ではありません。
※医療費控除や寡婦(夫)控除・老人扶養などがある場合、一定額を所得から控除できます。
※扶養人数は、地方税法上の数です。

5月の相談

☎は予約制/相談は無料
祝日は休み

開催する相談については、新型コロナウイルスの感染拡大の防止にじゅうぶん配慮したうえで実施します。

相談場所：市役所内相談室/予約は各担当へ。

人権の上 相談 ☎	25日(月)の午後1時30分～4時30分 ※新型コロナウイルス感染症に関する人権問題のみ受け付け 〈広聴担当 ☎544-5122〉
オンブズパー ソン相談 ☎	13日(水)・20日(水)の午前9時～正午、8日(金)・29日(金)の午後1時30分～4時30分 〈オンブズパーソン・人権担当 ☎544-4501〉
精神保健福祉 一般相談 ☎	平日の午前9時～午後5時 〈障害福祉係 ☎544-5111(代)〉

相談場所：アキシマエンス校舎棟/予約は各担当へ。

女性悩みごと 相談 ☎	水曜日の午後1時～4時 〈男女共同参画センター ☎544-5130〉
母子・女性 相談 ☎	平日の午前8時30分～午後5時15分 〈男女共同参画センター ☎519-2277〉
教育・発達 総合相談 ☎	平日の午前9時～午後5時 〈児童発達支援担当 ☎519-2247、 特別支援教育係 ☎519-2290〉
子育て相談	平日の午前9時～午後7時 (受け付けは6時30分まで) 〈子ども家庭支援センター ☎543-9046〉
子ども子育て 利用者 支援相談	月・水・木曜日の午前9時～正午・午後1時～4時30分(受け付けは4時まで) 〈子ども子育て利用者支援ばっけ ☎519-2218〉

相談場所：あいぽく/予約は各担当へ。

助産師 相談 ☎	木曜日の午前9時20分～正午 〈子育て世代包括支援センター ☎543-7303〉
にんしん SOS相談	平日の午前8時30分～午後5時 〈子育て世代包括支援センター ☎543-7303〉
こころといの ちの相談	平日の午前8時30分～午後5時 (予約した方を優先) 〈地域保健係 ☎544-5126〉

その他

男性悩み ごと相談 ☎	20日(水)・27日(水)の午後4時30分～7時30分 ※男性専用電話相談 〈男女共同参画センター ☎544-5130〉
いじめ相談 ホットライン	平日の午前9時～午後5時 〈いじめ専門電話相談ダイヤル ☎543-7633〉
AKISHIMA キッズナー	平日の午前9時～午後6時30分 ※18歳未満の子ども専用電話相談 〈AKISHIMA キッズナー ☎0120-678-044〉
子育て相談	平日の午前8時30分～午後5時 (受け付けは4時45分まで) 〈子育てひろばなしのき(なしのき保育園内) ☎543-6716〉 平日の午前8時30分～午後5時 (受け付けは4時45分まで) 〈子育てひろばはりむこう(旧堀向保育園内) ☎541-2277〉
子ども子育て 利用者 支援相談	平日の午前8時30分～午後5時 (受け付けは4時45分まで) 〈子ども子育て地域支援担当 ☎544-4190〉
消費生活 相談	平日の午前9時～正午・午後1時～4時 ※当面、電話相談のみ 〈消費生活センター ☎544-9399〉
認知症 初期相談	平日の午前8時30分～午後5時15分 〈介護福祉課 ☎544-4148〉
生活相談	平日の午前8時30分～午後5時15分 〈くらし・しごとサポートセンター ☎519-2033〉
法律相談	※弁護士会による電話相談が実施される予定ですので、詳しくは問い合わせを 〈広聴担当 ☎544-5122〉

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、当分の間、次の相談を中止します。再開は、「広報あきしま」や市ホームページでお知らせします。

- *行政相談、交通事故相談、司法書士相談、相続・遺言等暮らしの相談、不動産相談＝広聴担当 ☎544-5122
- *税務相談＝市民税係 ☎544-4122
- *創業ワンストップ窓口相談、あきしま雇用・労働相談＝産業振興係 ☎544-5111(代)
- *ひとり親家庭の相談＝子ども子育て支援課 ☎544-5111(代)
- *育児相談＝子育て世代包括支援センター ☎543-7303
- *保健栄養相談、女性の健康相談＝地域保健係 ☎544-5126
- *心配ごと相談、福祉法律相談＝社会福祉協議会 ☎544-0388

今月の水道修理当番店

(宅地内の漏水/有料)

	当番店	電話番号
5月1日～3日	浅井設備	541-1987
5月4日～10日	奥山設備	543-5491
5月11日～17日	原島組	546-5659
5月18日～24日	中村工業所	541-0161
5月25日～31日	石川工業所	541-1129

☆詳しくは、水道部業務課 ☎543-6111へ。

市民のひろばの掲載と申し込みを休止

市民のひろばは、市民のグループ活動について会員募集などを掲載するコーナーです。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、当面、次のとおりとします。

◎紙面への掲載を休止

既に申し込みいただいたものについては、再開が決まり次第、順次掲載します。

◎掲載申し込みの受け付けを休止

再開が決まり次第、「広報あきしま」及び市ホームページでお知らせします。

☆詳しくは、広報係へ。

＋ 休日応急診療当番医 ＋

(各医療機関にお問い合わせのため受診を)

診療日時	医療機関(内内科小小児科)		歯科医療機関
5/3	◎竹口病院 (玉川町)内 ☎541-0176	星医院 (昭和町)内 ☎546-6401	山本歯科医院 (昭和町) ☎541-2771
5/4	◎うしお病院 (武蔵野)内 ☎541-5423	しょうわの森こども クリニック(美堀町)小 ☎519-1237	佐々木歯科医院 (中神町) ☎543-3030
5/5	◎栄田医院 (玉川町)内小 ☎541-0218	太陽こども病院 (松原町)小 ☎544-7511	関歯科クリニック (中神町) ☎544-2336
5/6	◎昭島病院 (中神町)内 ☎546-3111	大須賀医院 (昭和町)内小 ☎541-0257	神山歯科医院 (玉川町) ☎544-5103
5/10	◎大久保内科クリ ニック(拝島町)内 ☎500-0013	医師会診療所 (緑町)内小 ☎543-3020	わたなべ歯科医院 (中神町) ☎544-6670
5/17	◎竹口病院 (玉川町)内 ☎541-0176	昭和の杜病院 (宮沢町)内 ☎500-2611	協和歯科医院 (緑町) ☎542-6696
5/24	◎つつじが丘診療所 (つつじが丘)内小 ☎545-4737	うしお病院 (武蔵野)内 ☎541-5423	長谷川歯科医院 (拝島町) ☎545-7307
5/31	◎富士診療所 (朝日町)内小 ☎541-2263	拝島やまかみクリ ニック(松原町)内 ☎519-2650	楠本歯科クリニック (東町) ☎541-9131

※24時間医療機関などの案内は、東京都医療機関案内サービス“ひまわり” ☎03-5272-0303へ

軽自動車税(種別割)を減免

障害者手帳などをお持ちの方は、障害の程度により軽自動車税(種別割)が減免されます。

◇対象 次のいずれかに該当する軽自動車など

※身体障害者などが使用し、条件を満たしている(障害者1人につき1台のみ/普通自動車の減免を受けている場合は不可)

※車検証に「障害者輸送用」など

と記載されている

※公益のため直接福祉団体などが使用する

◇申請 6月1日(消印有効)までに〒196-8511 市役所市民税係へ

※郵送による申請にご協力ください。

※毎年度、申請が必要です。

☆必要書類など詳しくは、市民税係へ。

市税などの納期

納期限を過ぎると延滞金が加算されることがありますので、納付は納期限内にお願いします。

☆詳しくは、税の納付については納税課、その他は各担当へ。

▼令和2年度市税等納期一覧表

	令和2年								令和3年			通知書の 発送時期	担当
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
市・都民税		1期		2期		3期			4期			6月上旬	課税課
固定資産税・ 都市計画税	1期		2期					3期		4期		5月上旬	
軽自動車税 (種別割)	全期											5月上旬	
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		7月上旬	保険係
介護保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		7月上旬	介護福祉課 保険料担当
後期高齢者医療 保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		7月上旬	後期高齢者 医療係
納税の休日窓口	5/24 (日)	6/28 (日)	7/18 (土)	8/30 (日)	9/27 (日)	10/25 (日)	11/29 (日)	12/20 (日)	1/24 (日)	2/28 (日)	3/28 (日)		納税課
納期限	6/1 (月)	6/30 (火)	7/31 (金)	8/31 (月)	9/30 (水)	11/2 (月)	11/30 (月)	12/25 (金)	2/1 (月)	3/1 (月)			

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

東京都 緊急事態措置相談センター 緊急事態措置法に定める要請・指示などに関すること
☎03-5388-0567 〈午前9時～午後7時(毎日)〉

東京都 新型コロナコールセンター 新型コロナウイルス感染症の予防・検査・医療に関すること
☎0570-550-571 〈午前9時～午後10時(毎日)〉

厚生労働省の電話相談窓口 新型コロナウイルス感染症の発生に関すること
☎0120-565653 〈午前9時～午後9時(毎日)〉

厚生労働省 布製マスクの全戸配布に関する電話相談窓口
☎0120-551-299 〈午前9時～午後6時(毎日)〉

その他の相談窓口

各担当へ電話で問い合わせてください(昭島市の相談窓口は平日の午前8時30分～午後5時15分)。

	内容	担当
健康、日常生活に関すること	受診の相談	多摩立川保健所 ☎042-524-5171 (平日の午前9時～午後5時) 都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター ☎03-5320-4592 (平日の午後5時～翌日午前9時、土曜日・日曜日・祝日の終日)
	体調不良などの健康面(新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安など)	昭島市健康課 ☎042-544-5126
	防災行政無線の放送内容、市対策本部	昭島市防災課 ☎042-544-5111(代)
	新型コロナウイルス感染拡大に便乗した悪質商法	昭島市消費生活センター ☎042-544-9399(平日の午前9時～正午、午後1時～4時)
小・中学校など子どもに関すること	小・中学校	昭島市教育委員会指導課 ☎042-544-5111(代)
	保育施設	昭島市子ども子育て支援課子ども子育て支援係 ☎042-544-4189
	学童クラブ	昭島市子ども子育て支援課学童クラブ係 ☎042-544-4318
税・公共料金に関すること	放課後子ども教室	昭島市子ども育成課青少年係 ☎042-544-4313
	市・都民税申告期限の延長	昭島市課税課市民税係 ☎042-544-4122
	納税の猶予に関すること	昭島市納税課 ☎042-544-5111(代)
仕事・生活資金	水道料金・下水道使用料の支払い猶予	昭島市水道部業務課 ☎042-543-6111
	仕事、生活資金の貸し付けや融資に関すること	5ページに掲載
人権・人権侵害に関すること	仕事、生活資金の貸し付けや融資に関すること	5ページに掲載
	さまざまな人権問題に関する相談	法務省 みんなの人権110番 ☎0570-003-110(平日の午前8時30分～午後5時15分)
	いじめ・虐待など子どもの人権の相談	法務省 子どもの人権110番 ☎0120-007-110(平日の午前8時30分～午後5時15分)
	セクハラ・家庭内暴力など女性の人権の相談	法務省 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810(平日の午前8時30分～午後5時15分)
	外国人を理由とする人権問題の相談	法務省 外国語人権相談ダイヤル ☎0570-090-911(平日の午前9時～午後5時)
人権への配慮について	昭島市秘書課オンブズパーソン・人権担当 ☎042-544-5111(代)	

